

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、9月21日の台風15号によります下田市の被災状況について、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

9月21日午前5時52分に大雨暴風波浪警報が発令されましたので、午前6時20分、事前配備体制をとりました。その後、台風の接近により雨量が増加したため、午後1時30分と午後5時に政策会議を開催しまして、状況把握と対応について協議をいたしました。台風は浜松付近に上陸後、内陸を進み、午後6時21分、大雨洪水警報が解除となりましたので、午後8時に事前配備体制を解除したところでございます。

被害の状況につきまして、現在把握しております状況は、10月3日現在でございますが、住宅の半壊が1件、一部損壊が27件でございます。お手元に資料をお配りいたしました。公共施設の被害の主なものは、市道21カ所、河川3カ所、漁港が5カ所、観光施設8カ所、学校施設3カ所などとなっております。倒木処理、土砂除去、路面清掃等、至急対応すべきものにつきましては、議会中ではありましたが予備費対応として、その他につきましては現在費用を積算中で、金額が確定次第、専決予算とさせていただきたいと思っておりますので、詳しい内容につきまして担当課長のほうから説明を申し上げます。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、下田市の公共施設以外の被害状況等の概要を申し上げます。

台風の影響により市内14地区で停電が発生し、随時復旧をいたしましたが、完全復旧までは2日間を要したところであります。伊豆急行線は21日午後1時45分に全線運転見合わせとなり、午後9時20分に一部運転再開、全線通常運行は22日となりました。市の施設に自主避難された方は2施設に8名を確認しております。

以上であります。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 私のほうからは、予算関係についてご説明申し上げます。

被害の状況は資料のとおりでございます。資料の2に記載してございます倒木処理、崩土除去等、至急対応すべきものにつきましては、予備費または現計予算対応、資料の3に記載してございますその他の被災箇所につきましては、専決予算対応とさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

平成23年10月3日。

下田市議会議長、大黒孝行様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。発議者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一。

議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

次に、平成23年10月3日。

下田市議会議長、大黒孝行様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。発議者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく田坂富代。

議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

次に、発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、燃油税制にかかる特例措置に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣に提出するものとする。

平成23年10月4日提出。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。提出者、下田市議会議員、伊藤英

雄。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ここで暫時休憩をいたします。

ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前10時 6分休憩

午前10時23分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、地方自治法第99条の規定により提出する意見書案が、発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書として、議案の追加申し出があります。

この際、発議第4号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

14番。

14番（大川敏雄君） 今回の追加議案は3件あるわけです。その中で、伊藤議員と田坂議員が提出した修正案について、会議規則との関係で、いささか私は理解ができない部分がありますので、議長並びに事務局長がどういう取り扱いをしたのか、これをまず聞きます。

実は、こういう事例は、私は、前回の議会で長年やっていて初めてなんです、いわゆるこの議案は、委員会で少数意見留保もなく、原案は賛成され、修正案は否決されたものがあります。そこで、この会議規則98条では、ご承知のとおり、少数意見の留保の手続きができることをうたっております。いわゆる委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席議員1人以上の賛成があるものは少数意見として留保することができると、こう明定されております。それから、加えて第40条、第41条、そして次の42条では、まず第40条では修正案の説明の欄で、委員長の報告または少数意見者の報告があったとき、または委員会の付託を省略したときは、議長は修正案の説明をさせると。第41条は、委員長報告等に対する質疑と、議員は委員長及び少数意見を報告したものに對し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件または修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。討論・採決42条、議長は前条の質疑が終わったとき討論に付し、その終結を表决すると。つまりは、いわゆる委員会に付託されて、予算にしても条例にしても委員会審議を原則としています、下田の場合は。そこで、委員会付託で少数意見の留保がないもの、本来は少数意見の留保を

して、そして議場でその修正案の説明をするというのがこの会議規則の前提なんです。なので、こういうことが通れば委員会審議なんていうのは要らない、こういう意味合いを持っているわけです。委員会審議は要しないと、本番でやればいいんだと、こういうことなんです。しかし、下田市の議会は、いわゆるすべて委員会で十分審議をしていただいて、そして問題があれば少数意見の留保もできますよと、そして少数意見を議場で整々と意見を言って、表決もしますよと、こういう手続があるわけです。これのルールに違反していませんか。どうです、見解は。

議長（大黒孝行君） 違反はいたしておりません。地方自治法の第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案は提出されたもので、議長として受理したものでございます。

14番。

14番（大川敏雄君） 私が言ったのは、少なくとも下田市の会議規則は、いわゆる委員会審議を前提としてやっているわけです。こんなことがあれば、委員会で結論を出してもほったらかして、本会議でやればいいじゃないかと、こういうことになるわけですよ。この会議規則の背景は、あくまでも委員会審議が原則だと、そこで十分少数意見の留保もできますよと、その少数意見を本会議で表決できるのだから、このやり方というのは会議規則違反じゃないですか。

議長（大黒孝行君） 意見として承って……

14番（大川敏雄君） 意見として承ってじゃない。やっぱりこの問題については今後の問題もあるから、この取り扱いについては十分県なりいろいろな専門家に聞いて、この会議規則、ここはおかしいと思うんだよ。

議長（大黒孝行君） 十分な見解を各機関から聴取いたしまして、会議規則にも逐条解説にも沿ってやっています。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） だから、意見として承ります。後日そのことに対してご議論をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

改めてお諮りをいたします。

発議第4号を日程の第1の次に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

発議第4号を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

よって、発議第4号は、日程の第1の次に追加することに決定いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託をいたしました認第1号から認第11号までの平成22年度下田市各会計歳入歳出決算認定11件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、鈴木 敬君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

5番。

〔決算審査特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

決算審査特別委員長（鈴木 敬君） おはようございます。

決算審査特別委員会審査報告書を申し述べます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 平成22年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

6) 認第6号 平成22年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

7) 認第7号 平成22年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

8) 認第8号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

9) 認第9号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成22年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

11) 認第11号 平成22年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月21日、22日、26日、27日、28日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、滝内企画財政課長、鈴木総務課長、峯岸市民課長、前田税務課長、平山健康増進課長、原福祉事務所長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、井出建設課長、名高学校教育課長、佐藤生涯学習課長、藤井上下水道課長、大野監査委員事務局長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成22年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成22年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成22年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成22年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

11) 認第11号 平成22年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

以上であります。

次に、決算審査特別委員会の報告書を申し述べます。

平成22年度各会計の決算審査について。

1. 市長に提出を求めた資料。

1) 市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況（収納率100%未満のみ）。

2) 21・22年度決算における滞納者リスト（使用料を含む）。

3) 22年度決算時点の起債残高。

4) 工事費（すべて）及び委託料（30万円以上）の予定価格に対する落札率に関する資料。

5) 借地料（行政財産）に関する資料。

6) 私有地貸し付け（占用料除く）に関する資料。

7) 委託料の業者別一覧表。

8) 臨時職員配置及び人数に関する資料（職種・所属先・金額）（平成22年度末現在のもの）。

9) 公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。

- 10) 観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料(5カ年の推移)。
- 11) 下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料(5カ年の推移)。
- 12) 年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。
- 13) 下水道加入状況。
- 14) 上水道、無効水量に関する資料(5カ年の推移)。
- 15) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料(5カ年の推移)。
- 16) 生活保護世帯数、人員数に関する資料(5カ年の推移)。
- 17) 古紙等のリサイクル売却益に関する資料。
- 18) 介護保険サービスの利用状況に関する資料。

2. 現地調査実施箇所

- 1) 県単道路整備事業負担事務(河津下田線)(建設課)。
- 2) 落合浄水場耐震補強工事(ポンプ設備工)(上下水道課)。
- 3) 落合浄水場耐震補強工事(電気設備工)(上下水道課)。
- 4) 落合浄水場ろ過池改良工事(上下水道課)。
- 5) 民間保育所施設整備費補助金(ひかり保育園建設事業)(学校教育課)。
- 6) ペットボトル圧縮機更新事業(環境対策課)。
- 7) 全国瞬時警報システム(J - A L E R T)改良工事(市民課)。
- 8) 県営街路事業負担事務(下田港横枕線)(建設課)。
- 9) 旧澤村邸母屋改修工事(観光交流課)。
- 10) 旧澤村邸母屋なまこ壁外壁改修業務(観光交流課)。
- 11) 県営港湾事業負担事務(港湾整備改修)(建設課)。
- 12) 下田浄化センター脱水設備更新工事(上下水道課)。
- 13) 下田浄化センター脱水設備更新工事(その2)(上下水道課)。
- 14) 下田浄化センター脱水設備更新工事(電気設備)(上下水道課)。
- 15) 須崎漁港水産基盤整備工事(産業振興課)。
- 16) 須崎漁港水産基盤整備工事(その2)(産業振興課)。
- 17) 爪木崎水仙園整備工事(観光交流課)。
- 18) 白浜漁港(板戸地区)水産基盤整備工事(産業振興課)。

3. 一般会計における事務事業と決算について。

平成22年度の決算規模は歳入総額97億9,710万143円(前年度比1.1%増)、歳出総額は

94億668万8,263円（前年度比1.4%増）となっている。

形式収支（歳入歳出差引額）は3億9,041万1,880円で、翌年度に繰り越すべき財源60万円を差し引いた実質収支は3億8,981万1,880円である。また、単年度収支は363万8,855円であり、実質単年度収支は3億265万4,315円の黒字となった。

歳入決算額は97億9,710万143円で、前年度比1億1,051万644円（1.1%）増加した。増加の主なものは地方交付税1億5,057万4,000円、県支出金1億1,029万6,015円、繰越金1億3,442万9,418円、市債8,110万円の増などである。一方、減少した主なものは市税3,407万2,828円、国庫支出金3億406万9,852円の減などであり、市税の減少が懸念されるところである。

不納欠損額は1億519万3,801円で、前年度比1億5,057万4,113円（58.9%）の減であるが、特に法人市民税は1074.7%増の857万5,500円の欠損額となっている。

収入未済額は6億6,698万2,328円で、前年度比1億4,154万8,788円（17.5%）の減となったが、個人市民税未済額は762万3,073円（3.6%）の増となっている。

歳出決算額は94億668万8,263円で、前年度比で1億2,778万489円（1.4%）の増となった。増加の主なものは民生費4億4,203万2,961円、商工費2,904万1,117円、土木費9,878万2,096円の増などである。一方、減少した主なものは総務費1億5,147万5,818円、農林水産業費2,265万1,470円、教育費5,485万7,898円、公債費1億6,453万8,592円の減などである。

歳出を性質別に区分すると、義務的経費は43億8,725万8,000円（構成比46.6%）（前年度比1.1%増）、投資的経費5億8,266万4,000円（構成比6.2%）（前年度比21.2%減）である。投資的経費の減が著しい。

市債は6億450万円、公債費は11億1,758万1,144円で、平成22年度末の市債残高は前年度比4.3%減の82億4,504万2,078円となった。また、特別会計、水道事業会計をあわせた市債残高は192億9,747万7,873円で、前年度比7億5,461万6,457円の減となった。

財政指標はおおむね改善されてきている。特に財政の弾力性を判断する経常収支比率は84.8%で前年度比3.9ポイント改善された。また、実質公債費比率は13.8%で1.6ポイント、将来負担比率も90.4%で26.5ポイント改善された。しかし、財政力指数は0.530で、わずかなのであるが0.018ポイント悪化している。

基金については、財政調整基金が6億2,023万1,312円で2億9,901万5,460円増加している。また、庁舎建設基金も年度末で3億6,742万9,128円の残高となった。また、景観条例の施行に伴い、景観まちづくり基金も発足し、年度末で153万円の残高となっている。

一般会計と特別会計をあわせた収入未済額は12億5,422万7,656円で、内訳は市税 6 億 3,669万604円、国民健康保険税 5 億5,454万5,075円、下水道使用料1,249万1,542円、介護保険料1,095万5,400円。一般会計と特別会計をあわせた不納欠損額は 1 億4,446万435円で、主なものは市税 1 億249万6,027円、国民健康保険税等3,168万2,111円である。

市税を中心に自主財源を安定的に確保するため、性格の異なる税もあるが、市職員全体で収納方法を検討し協力していく必要がある。

平成22年度末の下田市の職員総数は251人、臨時職員は153人であった。なお、平成22年度で採用された職員は 6 人、退職された職員は13人であった。

職員の健康管理のためのメンタルヘルスセミナーが平成22年度予定されていたが、東日本大震災の影響で平成23年度に延期された。今後、職員を取り巻く環境の変化に対応できるよう、継続的な研修の実施とクレームやトラブルを庁内で共有化して取り扱う環境づくりが望まれる。

防犯対策としては、本年度、電気料588万3,258円、修繕費189万2,611円を要し、防犯灯の維持管理を行ったが、市民ニーズの多い新規設置については過去数年行われておらず、また、区及び各地域での所有の防犯灯維持管理も、各区の財政的負担となっている。

明確な設置基準を策定し、必要箇所への設置の実施を図るとともに、LED機種への変更等による維持費削減が望まれる。

消火栓整備事業費108万3,000円は、既設消火栓361基の維持管理の負担金であり、市民から要望のある新設には至っていない。防災に強いまちづくりを推進するためにも、明確な設置基準を策定し、必要箇所への設置を図るべきである。

緊急時及び災害時における同報無線の利用は、地区分けによるきめ細やかな情報の発信が望まれる。

避難地及び避難路については、地区により幅員不足、斜路、防犯灯の不足等、その安全性は十分図られているとは言えない。安全かつ迅速な避難ための整備を早急に進めるべきである。

生活保護事業における扶助費総額は 4 億6,287万124円で、前年度比4,511万9,434円増加。保護率は12.34%で県下23市中ワースト 3 位である。就労指導、訪問面談等による適切な支援の実施が望まれる。

在宅生活安心システム事業（緊急通報システム）は、装置18台の新規設置費281万8,200円を含む388万3,267円で実施されたが、設置希望待機者は23件と、ニーズを満たす状況では

なく、現在設置されている171台のうち、老朽化の進んでいる機器の改修も要する状況で、早急に解決すべきである。

心身障害者扶養共済制度における掛金の基本分の4分の1の市助成額は、周辺他町と比較し低水準であり、2分の1の助成額にすべきである。

敬老会は事業費410万8,383円の事業費により開催されたが、出席者は対象市民の13.3%にとどまった。市民文化会館で行う集中開催の方法も含め、今後は各区と協議し、より多くの対象市民の参加促進を図るべきである。

(21)地域子育て支援センターが開設された。保護者の期待にこたえる運営を今後とも期待する。

(22)死亡原因の3人のうち1人が「がん」によると言われる今日、がん検診の推進が望まれる。がん検診の受診率50%を県は目標にしているが、当市では20%台である。より一層の受診率向上に努められたい。

(23)虫歯予防対策については、弗素洗口が保育所、幼稚園の4歳児、5歳児の希望者に実施され、3年目を迎えた。永久歯の虫歯予防の面からも、小学生、中学生までの予防活動に拡大していくことが望まれる。

(24)ペットボトル圧縮機を543万9,000円で購入し、業務改善が図られている。

(25)古紙、アルミ缶など有価物については、昨年ストックヤードを建設し、本年は3カ月ごとに入札を行い、1,300万1,284円の資源ごみ売り払い代となった。古紙処理委託、アルミプレス処理の処理など46万9,255円を差し引いても、1,253万2,029円の収益を上げている。

(26)粗大ごみの破碎処理について、株式会社栄協メンテナンスに委託している。平成20年度は処理量155.56トン、委託金額574万4,599円であったものが、平成22年度には処理量238.54トン、委託金額1,503万2,182円と3倍近くになっている。この点については、今後検証していくべきである。

(27)耕作放棄地を有効利用していく施策について、今後、第6次産業化を踏まえ検討されたい。

(28)緊急雇用対策を活用し、林業での人材育成が図られた。継続雇用につながることを望まれる。また、みどりの基金を活用し原点に戻り、市営造林の整備に取り組むよう検討されたい。

(29)住宅リフォーム助成制度は商工事業の柱であり、市内経済活性化につながった。平成22年度助成件数50件、助成金額764万4,000円、事業費6,455万382円であった。しかし、前年度

に比べ55件減少しており、今後はより利用しやすい方法に改善すべきである。

(30)プレミアム商品券は市内活性化に一定の効果が見られたが、大型点と小売店の取り扱いに大きな隔たりが見られたので、今後の運営にさらなる検討が望まれる。

(31)平成22年度も有害鳥獣の被害防止のため、農業者が設置する電気さく・防護さくに対して原材料費分を補助し、44件162万2,000円を交付したが、被害が軽減する兆候が見られないので、より一層の対策が求められる。

(32)旧澤村邸の整備事業が2,498万5,143円で執行された。今後、観光振興に寄与する施設として、効果的な運営管理が望まれる。

(33)海水浴場は下田市にとってかけがえのない観光資源である。安全で健全な海水浴場の管理、運営体制が望まれる。

(34)道路維持事業等、地域からの要望は年間約150件あり、そのうち3分の1は緊急性と地域バランスを見て対応し、平成22年度は61件4,669万9,800円施行された。

(35)豪雨時における溢水対策は、高馬地区排水路ほか11件を699万900円で施行したが、今後も市内数カ所にある溢水地域の改善に努められたい。

(36)市民文化会館は、平成22年度においては、屋根防水修繕等が1,433万3,000円で実施され、計画に沿って改修されていた。

(37)教育施設のテレビのデジタル化は、幼稚園、保育所も実施され全施設完了した。

(38)現在、生活習慣に沿い、小学校トイレの洋式化を進め、小学校全校に洋式トイレが設置された。

(39)住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、4中学校7小学校に1,382万9,007円で図書購入と学校図書室用の備品を整備し、図書室整備事業を実施した。

(40)下田市次世代育成支援行動計画に基づいた保育サービスの推進を図るため、(福祉法人)聖愛福祉会に対し運営費を支出するとともに、乳幼児保育、障害児保育、給食費及びフリー保育士配置に対する補助金の交付を行い、適切な運営体制の確保に努めた。

(41)老朽化や耐震化が懸念されていたひかり保育園の改築を行い、安全な施設の確保が図られた。なお、ひかり保育園建設総事業費2億155万5,000円、補助金9,060万円であった。

4. 各特別会計等決算について。

国民健康保険事業特別会計決算について。

平成22年度の加入世帯数は5,518世帯で昨年度より49世帯減少し、被保険者数は9,451人で132人減となっている。医療給付費は21億8,960万3,880円で、前年度より1億480万9,717

円増加、1人当たりの医療費は27万142円で、前年度に比べ1万4,168円増となった。

本年度は保険料限度額の引き上げ（医療費分で43万円から47万円）及び税率の改正並びに軽減割合が6・4割から7・5・2割となった。

国民健康保険税の収入未済額は5億5,454万5,075円となり、収納率も58.5%となっている。税の減免制度を検討するとともに、収入未済額の減少に努力すべきである。総体的には20%の滞納世帯分を80%の納付世帯がその分まで負担する結果となっている。

滞納による短期保険証交付対象世帯が630世帯で前年度より6世帯減となっているが、子供たちが受診を控えることがないように求められる。

国民健康保険診療報酬支払準備基金は本年度1,200万円の減少で、平成22年度末残高は1億5,179万7,788円となっている。また、平成22年度決算においては、実質収支額は8,494万8,510円の黒字となっているが、単年度収支額は9,518万2,480円の赤字となっている。これは脳血管疾患や糖尿病など生活習慣病等による医療費の増加が起因している。より一層、生活習慣病予防対策が求められる。

介護保険特別会計決算について。

介護保険制度開始から11年目、第4期介護保険計画の2年度目を迎え、本市では低額の月額保険料2,750円で運営されている。

高齢者（65歳以上）の4人に1人がひとり暮らし老人で、社会との関係が断絶されがちである。在宅サービスの推進を求めるものである。

特別養護老人ホーム等の施設入所希望者は、昨年より3名増え、151名が待機者となっている。その解消が望まれる。

後期高齢者医療特別会計決算について。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から75歳以上の者を対象として開始された。しかし、平成25年3月には廃止が予定されている。県全体を一体とした静岡県後期高齢者医療広域連合が保険者として執行されている。したがって、本市での業務は、被保険者証の交付や返還と保険料の徴収事務にかかわるものである。

歳入決算額は2億9,022万2,411円、歳出決算は2億8,657万4,677円、歳入歳出差引額364万7,734円で、一般会計からの繰入金は6,916万197円である。

平成22年度の被保険者（平均）は4,186人で、1人当たり医療費は74万4,853円となり、県平均76万7,965円を下回っている。1人当たり医療費の県内市町の最高額は81万8,073円、最低額は62万2,259円である。

集落排水事業特別会計決算について。

海の自然環境を守る観点から成果を上げていると思うが、人口減と高齢化により使用料の問題や施設の老朽化もあり、今後の維持管理が課題となる。

下水道事業特別会計決算について。

平成24年度まで継続された接続助成金は、制度変更により前年度44件308万円から、今年度2件14万円に減少した。今後、より一層の接続率を高める施策が必要である。

管渠整備事業費は2,209万5,864円で、幹線管渠築造55メートル、単独事業費は1,502万3,915円で枝線管渠築造116メートルの工事を施工した。

水道事業会計決算について。

給水戸数、人口の減少等により、年間有収水量は396万7,080立方メートルと、前年度比と比べ2万1,258立方メートル減少しているが、有収率は77.6%で前年度より1.1%増と改善された。

配水管破損件数は88件と前年度に比べ43件増加したが、より細かな調査の結果と思える。これからも漏水防止に努められたい。

石綿管布設がえ工事は557.9メートルの取りかえを行い、残り18キロメートルとなり、今後も漏水防止を含め送・配水管の耐震化を早急に進めるべきである。

配水池等の耐震化事業等、今後の莫大な費用の支出が見込まれ、厳しい水道事業経営であるが、市民への安全・安心の水の供給が水道事業の目的である。未給水地域の解消も含め、さらなる向上を望むものである。

以上であります。

議長（大黒孝行君） 報告は終わりました。

ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩をいたします。

午前11時 7分休憩

午前11時17分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番（田坂富代君） 決算特別委員会の委員長、皆様におかれましては、連日遅くまでの

ご審査、本当にご苦労さまでございました。また、現地調査におきましては、台風の中、本当に足元の悪い中、皆様ご苦労なことだったと思います。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

1点だけお伺いしたいことがございます。報告書の32番、観光交流課にかかわる澤村邸に対する質疑についてお伺いをいたします。

平成22年度の整備に県補助金が1,160万円、地方債がこのときは500万、一般財源が838万5,000円、合計約3,000万円の予算執行がされたわけでございます。自分の記憶の中では、22年度当時には、既にいろいろな形で市民や観光客に開放していたように記憶しているところであります。公の施設として使用されたと解釈できるのではないかなというふうに思っています。公の施設についてでございますが、地方自治法244条の2、普通地方公共団体は法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない。このように規定されているわけでございます。この公の施設として、私の解釈では使用をしていたというふうに解釈をしているんですが、そのあたりで、この自治法の244条の2に違反するのではないかというふうに考えたわけでございます。そのような質疑が委員会の中でされたかどうか、その1点をお伺いいたします。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔決算審査特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

決算審査特別委員長（鈴木 敬君） 委員会の審議の中で、22年度に旧澤村邸が公の施設として使われたという認識を、委員はみんな持っておりませんでした。22年度は、そういう将来公の施設で使用するためのいろいろな施設の改修をするというふうな、そのための予算執行についての審議をしまして、22年度時点で、この施設が公の施設として利用されたというふうな認識は持っておりません。したがって、そのような意見、議論もなされておりません。10番（田坂富代君） 終わります。

議長（大黒孝行君） ほかにございませんか。

これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成22年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） ただいま決算委員長のほうから、各会計の決算審査についての報告がなされたところであろうかと思えます。一般会計についても、ご案内のように大変多くの項目の指摘がされていようかと思えます。その約3分の1は、当局の取り組みを評価している観点からのものであろうかと思えますが、半分以上は、むしろ改善を望む、こういう指摘になっているわけであります。そういう観点から言えば、この22年度の一般会計の決算は、まづもって不認定とすべきものであることは明らかであると思うわけであります。決算特別委員会のこの報告書と皆さんの態度が違うという、大変議会の運営上においても矛盾のある姿勢を、議員諸子がとられているというぐあいに言わざるを得ないと思うわけであります。

そして、具体的な課題で申しますと、26番に指摘されております粗大ごみの処理委託問題でございます。平成18年度から20年度までの資料を皆さんのお手元に配付はされ、550万から500万程度で、600万足らずで処理されておりましたこの粗大ごみの処理費が、21、22年度は1,500万円を超えるという、こういう3倍近くの処理費を栄協メンテナンスに支払っている、そして公的に何ら問題ないんだ、こう言っているわけであります。経済効率の面から言いましても、125カ所、月2回、それぞれの市民の皆さんが分別収集の協力をし、集めてきましたこれらの粗大ごみ、あるいは直接栄協メンテナンスに市民の皆さんが持ち込みましたこれらのごみの処理費が、3倍にもなっている、しかもこれらは単なるごみではなくて資源物であります。有価物であります。これらのものは何ら市の収入になっていない、栄協メンテナンスに無料で提供しているというような内容になっているわけであります。これらの点は重々指摘してきているにもかかわらず、当局は一向に改めようとしていない、こういう現状があると思えます。

施設がない、既にこの期間の指摘の中で、古紙等の貯蔵をする建物を建てました。一定の評価はしなければならないと思えますが、粗大ごみのプレス機、あるいはその他の必要な施設を整備しないで、ひろせグループに委託をしている、この状況は改められなければならない。平成9年度の審議会の答申をもって、民間委託するからいいんだと、こういう姿勢を崩さないわけでありますが、この平成9年度におきます答申の根本にあります精神は、有価物ではない、ごみは安く処理すればいいんだ、灰にすればいいんだ、こういう観点からの答申であろうと思えます。有価物としてこれらをきっちり再資源化していくというような姿勢が、答申の中にないわけであります。

また、観光行政におきます白浜海水浴場におきます不法営業行為、条例があるにもかかわらず、これが実施をきっちりとされていない。不法や暴力に屈しない、そういう行政を進めていくという観点からも不十分であると言わざるを得ないと思うわけであります。

さらに、この間、平成22年度には2人の職員が亡くなっている、自殺をされているという大変な事件が起きているわけであります。なぜこのような状態になったのか、きっちり吟味もしていない。また、この意見書でも、クレーマーに対します役所一丸となった対応が必要であると指摘してきているところではありますが、それらも全く22年度においては不十分であったと言わざるを得ないと思います。一方的に職員の労働条件、賃金を切り下げ、そしてその人件費をもって財政の健全化を図るんだと、こういう路線が大きな問題を生じさせている。その一方で、役所は豊かになっても市の経済は、商店街は疲弊をしている、活性化が失われている、こういう現状への対応は不十分であると言わざるを得ないと思うわけであります。そういう観点から見ますと、市税の滞納額は6億3,709万9,704円、6億を超えるような滞納額であります。より一層の徴収率の向上が求められている、こういう指摘もあるうかと思うわけであります。確かに21年度より77%程度の収納率が80%程度台になるという努力は認めないわけではありませんが、まだまだ不十分であろうと思うわけであります。

また、料につきましても、保育料で269万7,830円、あるいは市営住宅等のこの使用料も139万8,900円、多くの滞納を擁しているわけであります。これらの滞納をきっちりと改善をしていく、そういう方向づけがやはり不十分であると言わざるを得ないと思います。

また、住宅リフォームのこの事業も、市内の職人の皆さん、また災害に強いまちづくりをしていく、大きな政策の柱であるにもかかわらず、22年度、2年度目はまさに半分になってしまっている、こういう状態ではないかと思えます。防災に強いまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、そういう点では防犯灯や溢水対策がどのようにされてきたのか、その不十分さがこの決算委員会の中でも指摘をされているところであります。道路の維持費の問題、あるいは有害鳥獣の問題におきましても、取り組みはしましたけれども、市民の期待にこたえられている、こういう評価はできない現状ではないかと思うわけであります。このような観点から申しまして、22年度のこの一般会計の決算は、不認定とすべきものであると私は考えるものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔 6 番 岸山久志君登壇 〕

6 番（岸山久志君） たくさんありましたので、かいつまんで賛成意見をさせていただきます。

まず、いろいろな要望等が半分以上もあったということは、それだけ市民が期待をしているということでもありますので、ぜひとも好転するような形をとっていただきたいということで、決算にこういうような要望が出てきていると思いますので、決してこれが不正だとかそういうことではないと思います。

また、ごみの委託料につきましては、確かに3倍近くに上がっているということですが、これに不正的なところは見当たらず、また、取り扱い数量も増加し、そして、それまで市の職員がやっていた粗大ごみの処理も、パッカー車が6台あって、時間的に余裕があった時点でやれたところが、それもパッカー車が5台のため時間がとれなく、市の職員でやっていたことを栄協メンテナンスのほうに委託していくという形で、金額的にも上がってしまったということでございます。

また、白浜の海岸の不法営業は、ある程度イタチごっこであります。市の職員も休日を返上してその取り締まりに一生懸命頑張っておりますが、現実的にはなかなか向こうのほうも鋭く逃げております。それが現実であります。

また、不納未済額については、確かに教育費においても非常に多くありますが、この滞納の改善といいましても、下田の経済が低迷している、この経済の低迷と不納は、ある程度比例していると思います。下田の経済がよくなれば滞納も少なくなることと思いますので、ぜひ皆さん力をあわせて、下田の経済をよくしていく。

そして住宅リフォームにつきましては、現実的に数が減ったということは、リフォームをする方々が減ったということとイコールではありますが、それはリフォームが欲しいという数が減ったと思われます。今後もその住宅リフォームにつきましては、商店を含めたリフォームも検討してもらえたらと思います。

以上をもちまして、平成22年度決算審査について賛成いたします。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決

することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成22年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第2号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第3号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第5号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告のとおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第6号 平成22年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成22年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第7号 平成22年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成22年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第8号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告のとおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第9号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告のとおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成22年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成22年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第11号 平成22年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第11号 平成22年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告のとおり、これを認定することに決定をいたしました。

以上で、認第1号から認第11号までの平成22年度下田市各会計歳入歳出決算11件の決算認定については、全部終了をいたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上11件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、岸山久志君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

3) 議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

4) 議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

5) 議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

6) 議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

7) 議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

8) 議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

9) 議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

2．審査の経過。

9月30日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、井出建設課長、藤井上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(大黒孝行君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(大黒孝行君) これをもって産業厚生委員長に対する質疑は終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。
- 3) 議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。
- 4) 議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
- 5) 議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 6) 議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 7) 議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 8) 議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

2．審査の経過。

9月30日、10月3日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、滝内企画財政課長、鈴木総務課長、前田税務課長、峯岸市民課長、原福祉事務所長、名高学校教育課長、佐藤生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(大黒孝行君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番。

7番(沢登英信君) 議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、まず、お尋ねをいたします。

第3保育所を廃止するという条例であるわけでありますが、いかなる理由でこれを認定したのか、お尋ねをしたいと思います。そして、この第3保育所跡地には、認定こども園を建設する、こういう計画になっていたわけであります。まさに第3保育所のこの廃止と、認定こども園の建設を一体として当局は進めてまいったかと思うわけであります。3月11日の東日本の災害を前にいたしまして、あそこの場所では問題があると、こういう見解を出されているわけでありますが、実態的には、23年1月26日、下田市立幼稚園・保育所再編整備基本計画に基づいてこれは定められていると思うわけです。場所の変更は、大きなこの計画の柱であります。それらのものの議論がきっちりされ、認定こども園がどこに建設されるかは定められていないにもかかわらず、第3保育所の廃止だけを進める、このような方向がなぜは認められたのか。そして現在、何歳児が何人、どのような体制で第3保育所で保育をされて

いるのか、保育士の体制、あるいは給食調理員の体制、また、ここに保育されている子供たちがどの地域から何歳児が何人保育されているのか、そういう状況のもとにそれぞれ当局は近隣のひかり保育園、あるいは下田幼稚園や保育所に移ってもらうんだと、こういう提案をしているようですが、これらがスムーズに実現できるのかと、両親の要望にこたえられるのかと、こんな無謀な廃止をして、そこら辺はどのように議論をされたのか、お尋ねを1点したいと思います。

それから、議第39号、続けてよろしいでしょうか、23年度の一般会計の補正予算についてであります。

樋村邸の利用方法をどのように当局は定めているのか。それらの定めのないままに、耐震の補強計画についての調査をするんだと、220万だと、こういうことも委員会としては認定をされたようですが、220万でどういう耐震の診断をするのかと、そしてその利用目的がその診断とどのように関係しているのかという点を1点お尋ねしたい。

次に、認定こども園の、500万円を使いまして建設候補地の測量業務委託をするんだということですが、どのような形でこの測量500万円という金額が査定されて、どのような調査をされる予定なのか明らかにしていただきたいと思うわけであります。

以上、3点についてお尋ねいたします。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りをいたします。

質問の途中ですが、ここで休憩をしてよろしいでしょうか。

7番（沢登英信君） はい。

議長（大黒孝行君） では、午後1時まで休憩といたします。

午前 11時 59分休憩

午後 1時 0分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き総務文教委員長に対する質疑を続けます。

委員長お願いします。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 沢登議員に返答します。

初めの、いかなる理由でということなんですけれども、施設の老朽化と未耐震であるということと、津波に非常に危険な場所であるということです。それで場所の、柱の変更という

ことですが、計画方針として、各地区からの利便性が大きく外れる場所でないということで、利便性が余り変わらなくてよいということです。それで何歳児が何人ということですが、何人ということは議論に至りませんでした。現在、第3保育所には58人の園児がおりまして、そのうち5歳児が13人、この人たちは卒園していくわけなんですけれども、1歳から4歳児が45人で、ほとんどが下田保育所に行くと思われませんが、11月からの募集で最終決定するものであると思います。第3保育所の保育士の体制、移行できるかというような質問ですが、第3保育所には、現在、10人の保育士がおりますが、定年退職者が3名おります。7名は下田保育園に移行する予定であります。

樋村邸の利用方法ですが、企画提案がなされまして、海藻おしぼり教室、いそ観察、シュノーケリングによる海中観察、海辺のオアシス等です。

最後に、測量委託はどのような調査かということなんですが、測量は縦横断測量といたします。地形の形態をはかり、造成の計画に使うものであります。

以上。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 第3保育所の廃止は、大変津波等に危険な地域であるので廃止をするんだと、そういう理由であれば、下田保育所も同様に何ら変わらない危険地帯であると、こう言わざるを得ないんじゃないかと思うわけです。やはり、単にその理由だけではないんじゃないかというぐあいには思うわけです。58人のこの園児は、ほとんど下田保育所に措置されるだろうと、こういう予想を言われているわけですが、そうしますと下田保育所の子供は来年何人になるのかと、しかも大変駐車場もない園であることはご承知かと思うんですが、どういう形になるのかと。しかも7人の方が下田保育所に行くということになりますと、単なる保育ではなくて、恐らく長時間保育であるとか土曜保育であるとか、サービスを高めるということの手だてがなければ、何のためのこの廃止合併かというようなことになろうかと思うわけでありまして。そのような点をどのように議論をされて、展望のある計画になっているという判断をしたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、保育士の話がございましたが、当然保育所ですから、調理員の皆さんの勤務形態も当然ここにはあると思うわけです。合併して多くなった子供たちの給食調理等々、不都合が出ないのかどうか、どのような検討が議論の中でされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目のこの目的が、樋村邸の件であります。樋村さんから寄贈を受けた物

件でありますので、寄贈者の意図がどのように生かされることになるのかと、この議論が当然必要だと思うわけですが、そういう点での議論がどう進められたのかお尋ねをしたいと思います。シュノーケリングやいそ遊び、あるいは海辺のオアシスというんですか、そういうものとして利用するんだということではありますが、名前を聞いただけでは具体的にどういうぐあいに利用するのかというイメージがわかりませんので、もう少しこうこうこういう目的の利用に、具体的にこうなりますよと、対象が子供たちなのか、一般の市民を対象にしているのか、あるいは観光客の皆さんを対象にしているのか、そこら辺の性格づけをもう少しご説明をいただきたいと。

それから、220万を使いまして検査をして、単なる検査だけではなくて、恐らくどういうところにどういう耐震をしていこうというようなことにつながっていく調査ではないかと思うわけです。そうしますと、220万が捨て金にならないためには、再度どのような投資が必要になるのかと、修理費が必要になるのかと、こういうことも当然議論されるでしょうし、またこの220万円が、その一方で調査をしたけれども捨て金になるよと、利用できないよというようなことも想定がされると思うわけです。それらのパーセンテージはどの程度か、五分五分なのか、そうではない、ほとんど予測どおりに220万使えば耐震補強をして使えるよと、こういう想定のもとで進められているのか、全くわからないと、とりあえず調査が先だと、こういう見解なのか、そこら辺はどのように判断されたのかお尋ねをしたいと思います。

3点目の認定こども園のサンワークの隣の土地と言ったらいいんでしょうか、その測量であります、縦断、横断の測量をするんだと、500万かけてするんだということではありますが、当然これは、その後の造成ということを予定しているので縦断、横断が必要になるというぐあいに考えざるを得ないと思うわけです。どのような工期で幾らぐらいの造成費用を想定してこの測量をしているのかと。測量だけで終わる事業ではないわけですから、測量の背後にある事業計画というのはどうなっているのかということが当然審議の対象になってしかるべきだと思いますが、どのような審議がされたのかお尋ねをしたいと思います。

なお、そういう意味では、3月11日の東日本の津波水害、地震水害を受けて、第3保育所跡地では危険だと、こういう判断をされたということでございますので、高台であれば問題がないというわけにはいかないと思うわけです。この認定こども園には稲梓地区、あるいは白浜地区、浜崎地区、また朝日地区からも父兄やお子さんが通園をしてここに措置されると、こういうことになるわけですので、通園時に地震、津波が来たらどうするのかと、こういう問題もあるわけです。高台の認定こども園だけが安全であればいいというわけではない、そ

れを運営するそれぞれの事象や時間帯において、子供や父兄が安全なのかと、こういう観点が当然議論されてしかるべきだと思うわけです。そういう検討を委員会としてどのようにしたのか。当然、今の残す幼稚園から見ますと、下田幼稚園、下田保育所も、旧下田市に集中しているわけです。ひかり保育所も、稲生沢保育所も、稲生沢地区だと、そうすれば全体の地理を考えてみて、稲梓地区、白浜地区、あるいは浜崎、朝日地区、そういう地区に認定こども園があって当然だと、こういう考え方が当然出てくるわけです。そういう考え方がどうして出てこないのか。下田や旧市町内近くに集中すればいいんだということは、逆に災害の面では危険をより一層深めると、こういうことになりはしないかと。敷根の高台を予定しているわけでありますけれども、白浜の人や浜崎の人が来るには、柿崎の海辺を歩いていかなきゃならない、稲生沢、稲梓の人は、稲生沢川を歩いて認定こども園へ行かなきゃならない、こういう事情が出てくるわけです。施設だけが高台にあればいいというような発想は全く不十分だと、こう指摘せざるを得ないと思いますが、このような観点からの議論は、チェックはどうされたのか。重ねてお尋ねをしたいと思います。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） お答えします。

下田保育園も津波に対して非常に危ないところだということですが、下田保育園の危険性ということは、委員会では議論の対象になりませんでした。それから、58人と言いましたが、58人のうち5歳児13人が卒園しますので、45人。それで下田に行って、下田が何人になるかということも議論になりませんでした。調理員の数も議論になりませんでした。

樋村さんの意図ということですが、これは要するに遺言書があるんですけれども、相続した土地、建物一切を下田市教育委員会に寄附し、下田市の歴史的発展に使用していただきたい。なお、建物は主人知博が一生をかけて築いたものですから、取り壊さず、未永く使用していただくことを希望します。これが遺言書です。保存するか取り壊すか利用するか、一部利用するかということをはかるために、この耐震診断というのをしないとわからないということです。それから対象は、これは子供たちを対象にしたり、そういうクラブ、または修学旅行で来る生徒さんたちにも大いに利用していただけるものと思います。

220万が捨て金になるパーセンテージを言えというんですけれども、耐震診断をしないと私には言えません。

第3保育所が危険だから、高台なら安全だと、通園時に津波が来たらどうすると、これも議論の対象にはなりません。各地に保育園があってしかるべきだという意見でありま

すが、これは第3にすると考えたときから、統合が認められているという解釈です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） ご答弁ありがとうございました。1点だけどうしても理解できない点がありますので、質問をします。

この第3、答申が出たときからという意味だろうと思いますが、統合が認められているんだということは、やはりそうではないと思うわけです。議会でこの統合をきっちり議決しているかといえば、していないわけです。今後、こういう案を教育委員会としては住民に説明をしていくんだと、一定の説明もしたと、こういうことを言われているわけですから、その点だけは訂正をいただきたいと。もう既に統合が決定をしているかのような委員長の判断は、これはもう明らかに間違いでありますので、ご訂正を願いたいと。当局はそういう統合の方向で物事を考えているというのは理解をしています。それが市民全体の合意、議会の合意に至っているかといえば、まだそういう状態ではないということは明らかであると思いますのでご訂正ください。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 主要な成果の230ページを開いてみてください。一番最後のほうに、平成23年1月に答申を受けた。この答申に基づき、幼稚園・保育所再編整備基本計画を決定した。

終わりです。

7番（沢登英信君） この決定したなら、何で第3保育所移転するんです。決定違反じゃないのか。しかも当局の一方的見解です。訂正してください。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

11番（土屋 忍君） 1点だけちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほどから話があったとおりのことなんですけれども、旧樋村邸の耐震診断の件なんですけれども、委員会のほうでは海辺の自然観察と海藻おしばを、この耐震診断によって耐震があった場合にはそういう形もあるという当局の説明があったというようなお話だったということなんですけれども、風の便りに聞いたところによりますと、筑波大学の臨海実験センターで34年ほど勤めていた先生が、この方は南三陸町でそういう施設をやっていたけれども、今回の3.11によって壊れてしまったということで、できればその方が、旧樋村邸を活用したいというような話があったというのがちょっと聞こえてきたんですけれども、そういうような説明がこの委員会のほうであったのかどうなのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 検討委員会というのが3回開かれたわけですが、2回目に横浜さんという方から、企画提案がなされた。それで横浜さんは元筑波大学で、忍議員が言ったように臨海センターに勤務されていて、34年間下田にいてという、そういうあれです。要するに提案者なんです、企画の。それでその人が中心になって、そういうことをやろうという提案です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 今委員長が説明あった、そういう中から今回の耐震診断をやっていこうというのに進んでいったというようなことだと思うんですけども、私が考えるのに、それこそ旧澤村邸でかなり多額のお金がかかっているというのは皆さんもご承知なわけですが、やはりこの樋村邸につきましても、そういうような形でやっていくためには、それこそ澤村邸どころの騒ぎでない、やはり倍以上のお金が、相手が鉄筋コンクリートで耐震がなかった場合には、やっぱり耐震補強もしなければならない、また、そのように自然観察とか海藻おしばというもののことを、子供たちを対象にだと思んですけども、やっていかなければならないということになりますと、やはり相当な施設の改造というものが必要になってくると思うわけです。そういう意味において、やはりこれから莫大なお金がかかっていくというふうに私は推察されるわけです。そういう意味で、やはり今回これについては、私の考えはちょっと検討すべきかなというふうに思うわけですが、委員会としては、その後の活用でやはりお金がかかるんじゃないのかなというような意見というものが、委員のほうから出てきたのかどうなのか、その辺だけ1点聞かせてください。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） ほとんどの委員は、お金はかかるという認識であります。それから、先ほど遺言者の遺言書を読みましたが、遺言者からは教育資金3,000万円と土地家屋の寄附をいただいて、家屋を除く、3,000万も入れて1億1,000万ほどのご寄附があったということで、遺言者は、主人が一生かかってつくったんだから残してほしいという気持ちを、31年に新築、46年に増築しているんですけども、どの辺が使えるのか使えないのかということもわからないから、その耐震診断をしようという趣旨です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 今話を聞きますと、寄附をいただいたお金というものがあるんで、三千数百万ですか、そのお金はこういうものに使っていいんだというふうに、私の聞いたと

ころによると、そういうような理解をしていないんですけれども、やはり教育のための、特に大賀茂の出生地のほうですか、郷土のためにというふうに私は聞いていたんですけれども、こういう改装工事でもいいと、そういうような話を委員会ではしていたということでしょうか。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 改築をするということは、耐震診断をしないと改築できるかどうかもわからないという解釈です。

11番（土屋 忍君） 終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに。

3番。

3番（伊藤英雄君） 委員長答弁と私の委員会での記憶が違うもので、もう一度委員長に確認したいんですが、海藻おしばを使って、あそこの建物を利活用するというのは、協議会に出てこられた市長はおっしゃったんですが、委員会での当局の説明は、耐震診断の結果をもって利活用するのかどうかを検討すると。利活用が前提で決定されているわけではないという答弁を当局からもらったというふうに記憶しているんですが、委員長の答弁、記憶、間違いございませんか。

議長（大黒孝行君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時26分休憩

午後 1時33分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き総務文教委員長に対する質疑を続けます。

委員長お願いします。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 伊藤議員の質問に対して、言葉が悪かったようで、質問のとおりということで。

議長（大黒孝行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。

次に、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する沢登英信君ほか1名からと伊藤英雄君ほか1名から、お手元に配付をいたしました修正案がそれぞれ提出されました。

まず、提出者の沢登英信君の説明を求めます。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） お手元に提出させていただきました資料をもとに説明をさせていただきます。

平成23年10月3日。

下田市議会議長、大黒孝行様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信、同下田市議会議員、藤井六一。

議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案でございます。

上記の修正案を、地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をするものでございます。

はぐっていただきたいと思います。

議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案は、その一部を次のとおり修正するものであります。

第1表 歳入歳出補正予算のうち、歳出予算補正の一部を次のように改めます。

歳出でございますが、参考資料の一番最後のページをあわせてご参照いただきたいと思います。3款民生費3項児童福祉費の10億9,541万4,000円、この金額に対しまして682万6,000円の追加補正が出されているわけでありますが、そこから500万円を削除いたしまして182万6,000円、10億9,724万円に修正をするものであります。この児童福祉費から削除しました500万円は予備費に措置をするということで、予備費の3,161万3,000円、補正額が687万4,000円であったものを1,187万4,000円に追加するものであります。

内容的には一番最後の説明資料を見ていただければいいかと思いますが、認定こども園の測量事業費に500万円をかけて測量をするんだと、場所はここに定めると、こういう決定のもとにこの予算が提出されていようかと思えます。しかし、認定こども園がこの場所でいいかどうかの議論は十分されていないと、庁内の庁議、課長さん方の庁議のもとにここが決定されたということでございますが、それではやはり不十分ではないかと思うわけであり。認定こども園につきましては、再編整備の基本計画におきまして第3保育所跡地に建設する、

こういうことが決定されているわけです。事情があってこれを覆すにいたしましても、それなりの手続きをきっちりと踏んで、場所を決定していくということが当然求められなければならない。なぜなら、庁舎につきましても、27年度に新しい庁舎を既に完成するんだと、同じ、市役所のあるこの場所に建てるということが方向づけられておりました。

しかし3月11日の東日本の大震災、大津波を受けまして、場所を検討すると、1年恐らくかけて、15人の委員の人たちを選び、市民の皆さんの意見も聞いて決定をしていくということが方向づけられているわけです。どういうわけで認定こども園だけ庁内の中で決定して、十分な議論も踏まえないまま、ここを測量し、ここに決定をするんだと、このようなやり方は、庁舎やその他の公共施設と比較いたしましても非常に疑問があるやり方であると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そして皆さん、そもそもこの基本計画の第3保育所の跡地への決定が、この地域は災害のため大変危険地域だと、この基本計画が議論されているさなかにおきましても、第3保育所跡地への認定こども園の建設は、災害の面から問題がありはしないかと、こういう指摘が既にされてきました。しかし、15人の皆さんや当局はこれを無視をしてきた、強い言い方をすれば、そう言えるのではないかと思うわけです。そして、今度はそういうきっちりした手続きも経ないままやるということは大変問題があると、しかも災害の危険性を排除するために高台に移転をするんだといえ、あらゆる観点からそこが危険性がないのかということの判断が求められると思うわけです。施設の場所そのものが、建物が安全であればいいという判断では当然ないはずで、安全な施設に子供がいれば、子供は安全だと、こう言うかもしれませんが、地震、津波が来るのは、当然通園時に来るかもしれない、あるいは退園時に来るかもしれない、総合的に判断をしなければならないことは当然だろうと思うわけです。

認定こども園に通うお子さんやお母さん、お父さんは、稲梓、稲生沢、あるいは白浜や浜崎、また、朝日地区から通園をする施設である、こういうことになると思うわけであります。例えば白浜や浜崎の人の通園を考えてみてください。下田湾の海辺を通過して、この敷地の認定こども園に通園をする、あるいは自宅に帰られると。災害になったときにお父さん、お母さんがお迎えに行く、行ける道があるのか、こういうことも含めて判断をしなければならないと思うわけです。それらの判断は全くされていない。しかも幼稚園、保育園、これらが旧下田市内地に集中をする、このような行政であっていいはずがないと思うわけです。

白浜保育園、幼稚園、そして小学校を例に挙げましても、一つの小学校の中に幼稚園、保育園、そして学校があるわけであります。小学校は各地区にあるけれども、幼稚園は、保育

所は、下田旧町に3園しかないんだと、このようないびつなあり方であっていいはずがないと思うわけです。幼稚園を卒園したお子さんは、やがてその地区の小学校にお通いになると、こういうことになるわけです。幾つもあると建設費が大変だと、こういうことであれば、小学校につきましてはやはり残念ながら子供たちの数が少なくなっている、しかし施設としてはすべて耐震がなされている、こういう現状にあるわけであります。小学校の一部を幼稚園として、あるいは保育所として使う、あるいは新たに認定こども園を白浜につくる、あるいは須崎地区に、朝日地区につくる、こういうことの検討なくして、本当の意味でのこどもたちの安全、お迎えに行くお父さんやお母さんたちの安全をきっちり図ったと言えるのでしょうか。私は議論不十分だと、検討は不十分だと言わざるを得ない、そういう観点から、この500万円をかけた測量は、それらの検討をした後に進めることであって、本予算でこれは予備費に回すべき予算であると思うわけであります。

しかも、子供が少なくなっている、建設するには大変費用がかかるんだと、こういうことですが、これを造成するというようなことになれば、より一層の費用がかかることはだれの目にも明らかであると思います。白浜にしましても、須崎にしても、あるいは朝日地区につきましても、それぞれ高台の場所はあるわけです、小学校もあるわけです、ぜひともそれらのことを再検討して進められるよう求め、この予算の修正案を提出するものであります。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明が終わりましたので、これより沢登英信君ほか1名からの提出の修正案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって沢登英信君ほか1名の修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。自席へお戻り願います。

次に、提出者の伊藤英雄君の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案を、地方自治法第115条の2及び下田市議会規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

下田市議会議長、大黒孝行様。

発議者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく下田市議会議員、田坂富代。

お手元に配付しました修正書の1ページをお開きください。

歳出の2款総務費、補正前の額12億3,285万3,000円、補正額2億7,254万5,000円を220万削減し、補正額2億7,034万5,000円とする。計15億530万8,000円を220万削減し、15億319万8,000円とする。

12款予備費1項予備費、補正前の額3,161万3,000円に対して補正額687万4,000円を220万増額し、907万4,000円とする。計3,848万7,000円を220万増額し、4,068万7,000円とするものであります。

最後のページをお開きください。

2款総務費、補正額2億7,254万5,000円を220万削減し、補正額を2億7,034万5,000円とする。

内訳としましては、0210事業、財産管理費289万5,000円を220万削減し、69万5,000円とする。13旧樋村邸耐震診断業務委託220万円を削減する。12款1目補正額687万4,000円を907万4,000円に増額する。合計3,848万7,000円を4,068万7,000円に増額する。

以下、この書類を見ていただければ結構かと思えます。

この修正の理由であります。旧樋村邸の寄附を受けるに当たって、当局は全員協議会で、遺言では建物をできるだけ残してほしいとのことであったが、遺言執行人である弁護士から、寄附を受けた下田市の判断で解体することを妨げるものではないと言われており、今後の方針として建物について活用するならば莫大な費用がかかる、すぐに解体するものではないが、将来的に解体する方向で考えていると説明がありました。その後開かれた全員協議会では何の説明もなく、今回、突然に耐震診断の予算計上がなされ、まるで詐欺に遭ったような心境であります。

通常、耐震診断を行うということは、耐震性があれば活用するということでもあります。解体をする建物に耐震診断を行う者はいません。では、樋村邸は何に使うのか、その説明に明確なものはありません。筑波大学にいた先生からの提案が素晴らしいので、それに使いたいような発言も出ていますが、まだ決定されていないと、とにかく耐震診断をしたいんだと、活用計画はその後から、しかし活用しなければ220万はどぶに捨てるのと一緒にあります。遺言者の思いがあるからそのまま解体するのは忍びない、耐震診断をして、耐震性がないことを証明できれば解体もまた考える。ここでは、将来の活用計画がないことを前提としております。1億1,000万円も寄附してくれたのだから、220万ぐらい使ってもいいという話も出ましたが、遺言者の思いがあるからそのままそのように聞いておったんですが、現金の

3,000万円は別にしても、通常不動産の価格をはかるときには、使えない建物がその上に乗っておれば、土地の価格から建物解体費を差し引くものであります。単純に、土地建物の評価額8,000万円あるから220万円使っていいというような話ではないと思います。樋村邸は昭和31年に建設され、昭和46年に増築されている。つまり、56年前に建てられ、40年前に増築されたものであります。普通に考えれば、現在の耐震基準を満たしているとは考えられません。文部科学省では、昭和56年以前に建設した学校については、耐震補強をするか建てかえをするように指導しております。その10年前に建てられたRC建築の建物であります。耐震診断をするまでもない。

委員会、協議会では、市長から筑波大学にいたすばらしい先生を下田に残すために、樋村邸を活用する必要が語られました。そのとき私が思い出したのは、ある童話であります。イソップ童話であったと思いますが、裸の王様の話であります。衣装に大変こだわりのある王様が、世界に一つしかない見えない洋服をつくらせて、パレードをするというお話であります。見えない洋服が、本当はただの裸でいるだけですが、家来も国民も見えない洋服を着ている王様を褒めたたえているばかりであります。しかし、子供が王様は裸だと言ったときに、王様は見えない洋服を着ているのではなく、ただの裸でいることが明らかになるというものです。40年前に建てられたRC建築の建物が、現在の耐震基準を満たしているとは考えられません。220万円の調査費を使わなければわからないから調査をする。しかし、40年前のRCづくりの建物が耐震性を持っていないという判断をするのは、恐らく私1人ではないと思います。発言をしないだけであります。理由は言うまでもありません。

耐震診断の後、次に来るのは恐らく耐震補強でしょう。市長は費用対効果の話はされませんが、耐震補強をして使いたいのが本音でありましょう。これから耐震補強するには幾らかかるかの調査があり、耐震補強工事があり、海藻おしば何やらのための改造工事が出る。旧樋村邸に今後、幾らつぎ込んでいくのか。議会がどれだけ精進を続けるのか、関心が高いところであります。

費用対効果を考えないのは、下田市議会の伝統であるかもしれません。これによく似た話を10年以上前に聞いたことがあります。当時リープロと呼ばれた今のベイ・ステージ下田であります。年間100万人の来遊客が来ると計画されたこの企画は、最終的には30万人に下方修正されましたが、現状は、語るのもばからしいほどの来客数であります。32億円の投資額に見合う効果があったものとは思えませんから、このことは建設前からわかっていて、議会もまた承認して建設されたものであります。今はアドミニスター下田に丸投げをしています。

抜本的な対策をとる必要があると思いますが、その姿勢は見えてこないわけであります。残念なことに、行政や議会には責任をとるシステムがありません。敷根プールも、費用対効果で言えば疑問の残る建物であります。澤村邸は5,000万円を投資したのですから、ぜひそれに見合う効果を出してくれることを期待しております。既にこの予算は修正することなく通ることが決まっておりますが、リープロと同じであります。議会では市民の常識は通用しない、別のルールで決まっています。費用対効果について議論をする必要はありますが、それは望むべくもない、議会がその義務を今回は放棄しました。市長のしたいようにさせるだけであれば、議会は必要ありません。議会がなければ市長は好きなことを好きなだけできます。議員数の削減や報酬の減額の請願が市民の間で準備されていると聞きますが、むべなるかなであります。

以上で終わります。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明は終わりましたので、これより伊藤英雄君ほか1名からの提出の修正案に対する質疑をします。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって伊藤英雄君ほか1名の修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時 7分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対す反対の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、皆さんご案内のように、第3保育所を今年度をもって来年度から廃止をするという、こういう内容の条例でございます。しかし、認定こども園と付随をしているこの第3保育所、あるいは第3保育所の子供たちがきっちり措置がされるような仕組みが十分保障されていない、こういう現状の中で廃止をするということは、時期尚早ではないかと思うわけでありませう。やはり庁舎の建設と同様に、重大な決意を持ってきっちり議論し、予定地を定めていく、それまでの間は当然第3保育所を続けていく、こういう姿勢が必要であろうかと思うわけでありませう。廃止のみが先行するような、こういう行政であっていいはずがない、こういう観点から反対をするものでありませう。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 第3保育所の廃止の条例に賛成するものでありませう。

幼稚園、保育所の統合につきましては、下田市にとって十数年来の課題でありませう。そのため、この間、幼稚園、保育所に対する抜本的な老朽化対策、あるいは耐震補強をやってまいりませう。現在、大変危険な状態で子供たちを預かっているわけでありませう。この建物に対する対策を講じなければならない、これが1点でありませう。

もう1点は、人間は社会的動物であるといひませう。人間は人間社会の中でなければ生きていけないともいひませう。幼児は4歳ぐらいで社会性を持つといひませう。4歳、5歳、6歳は人間が社会性を獲得する年代でありませう。友達と遊ぶ、仲間同士で一緒に遊んだり協力した

りする、それができ始めるのが4歳から5歳であります。この中で子供たちは忍耐を覚え、妥協を覚え、協力し合うことを覚え、また、助け合うこと、そうした喜びもまた、この年代で獲得していくわけであります。これは子供社会を構成するためにはある規模が必要であります。子供の社会を構成するある集団をつくっていく必要があるわけであります。しかし残念ながら、現状の下田市の幼稚園、保育所の中には、その集団生活を学ぶ、社会性を獲得するための規模に達していないところがあります。現在、兄弟、姉妹の数が少なく、家庭の中でみんな王様、お嬢様で育てており、その中で社会性を獲得するのが難しくなっております。また、地域にも同じ年代の子供が少なく、地域社会の中で子供社会を形成するのが困難になっております。

今、幼稚園、保育所に求められている大きな一つの要素としては、子供たちが社会生活を営み、社会性を獲得していく、その集団生活の場を提供することであります。少子化が進んでいく中、幼稚園、保育所の統合はまさに育ち行く子供たちのためであります。子供たちが子供たち社会の中で育っていく、そのことによって子供は自分自身を見詰め、あるいは友達、友情を感じ、協力し合う喜びを得ていく。こういった場を確保していくことは行政の責務であります。そうした意味で、第3保育所を廃止し、新たな統合施設をつくっていくことに賛成するものであります。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

14番。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

14番（大川敏雄君） 議長がほかに討論があるかと聞きましたので、私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回の議第38号、今伊藤さんが言われましたように、下田市の第3保育所を平成24年4月以降、廃止を施行すると、こういう内容でございますが、この内容には大変深い意味があるんだろうと思っております。私もこの審議会の会長として望んだわけでありますけれども、今回の廃止条例は、いわゆる下田市の幼稚園、保育園の再編計画にのっとった第一歩だと理解をしているわけです。つまり整理して言うならば、この再編計画は、一つは平成26年度までに各施設をこういう形に再編しようというので、その第1点は、民間保育所の2園は保育所として継続すると。2つ目の原則は、下田保育所は保育所として、下田幼稚園は幼稚園としてそれぞれ存続をします。そして3番目が本条例に関連するわけですが、いわゆる下田第3保育所は平成23年度末で廃止をします。4点目には、公立の4つの保育所と3つの幼稚園は、平

成25年度末に廃止をすると。5点目には、保育所機能と幼稚園機能を持つ幼保連携型の認定こども園を平成26年度までに開設すると、こういう一つの再編計画にのっとった今回のいわゆる廃止条例であるわけです。この再編計画の策定の目的は、まず第1に、これは伊藤さんも触れられましたけれども、現在の幼稚園4園、そして保育所8園で開設されているわけですが、とりわけ公立施設の耐震性は全くないわけであります。下田保育所、須崎保育所の2園を除いては、この耐震性が全くないと。幼稚園では、下田幼稚園の1園が耐震性があるわけですが、ほとんどがないわけです。そういう意味では、東海沖地震がいつ起きておかしくないという状況の中で、耐震性の確保が喫緊の課題であると、こういうこととあわせて、ただいま申し上げました古い幼稚園の施設は、もう既に40年も経過をして、老朽化が著しいと、そういう意味では施設の抜本的な改善が必要だということが第1点目に挙げられるわけです。

2点目の理由としては、保育所、幼稚園に通う子供たちが激減をしているということであります。過去を見ますと、平成14年から平成22年までのゼロ歳児から5歳児の子供たちの推移を見ますと、ちょうど平成22年度は939名でしたが、平成14年度対比で312減っております。パーセンテージで25%減っています。加えまして、これからの7年間に約180人減るだろうと、つまり平均20%減ると、こういうような子供が本当に激減する推移が推定されているわけであります。以上のような就学時前の児童数は、毎年減少に減少を重ねているわけです。このことによって、定員充足率の低下が起きるわけであります。それを改善するという点において大事だと思うわけであります。

それから、3点目の理由としては、これは長年父兄から要望が出ておりました、保育所なり幼稚園のサービスの向上をしろと、こういう要望が長年出されております。今回の場合、この再編によって、いわゆる長時間の子を預かる時間を11時間開始をしようと、こういうのが一つのサービスの向上策です。2つ目には、土曜日の保育、これを平日と同じように保育をします。3点目には、この幼稚園に預かり保育で今14時までだったんですけども、これを延長すると。さらには、これは行政のほうで特段集中化するわけでありますから、送迎バスを、課長も答弁しておりましたが、住民の皆さん方と協議しながら、基本的には運行すると、こういうサービスが用意されているわけであります。

なお、先ほど来、沢登さんのほうから、候補地の問題で、当時の答申は確かに今の第3保育所のところへ最終的には条件をつけておりますが、つまり想定津波浸水区域、土砂災害警戒区域等、懸念の事項については十分に調査を行い、必要な対策を講じてくれるという条件

のもとで、第3保育所ということで、当時答申いたしました。しかし今回、3月11日の震災で、私もこの議会で現地視察を敷根のほうにしましたけれども、現時点で一議員として、適切な場所であると、こういう判断をしたものであります。どちらにせよ一番大事なのは、当局がやっぱり関係住民と住民合意を得るために、本当に真摯になって、真剣になって対応することが私は一番大事だと思います。そういう意味で、今回の廃止条例をそういう視点から考えて賛成するものであります。

以上であります。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次は、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

あらかじめ申し上げます。複数の修正案が提出をされておりますので、討論の順序については、まず、原案賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に沢登議員ほか1名の修正案に賛成者、次に原案の賛成者、次に伊藤議員ほか1名の修正案に賛成者の順で行います。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

1番。

〔1番 竹内清二君登壇〕

1番（竹内清二君） 議第39号 一般会計補正予算の原案賛成の立場として発表させていた

だきます。

先ほど大川議員からもお話ありました第3保育所の統合につきましては、これは早急なる手だてが必要だということで、保護者の皆様も本当に心配してございます。そんな中、幼保の施設の再編整備ということで今回、予定地の測量として500万計上されております。市民会議や保護者の皆様の中でも、この候補地、どこに建てるのか、第3保育所にかわる場所はどこなのかということで、多くの議論がなされております。この中で防災面、安全面というものを最優先とする中、やはり高台という場所がしかるべき案に出てくるだろうと、しかしながら、現在の市有地の中でどこが適切なのか、これを判断するに当たり、今回の500万を用いて行うこの縦横断測量、これはこの地がそこに適しているかどうか、どのくらいの規模が新しい設備として用いられるかどうかの材料の第一歩として必ず必要になる、そういったことで今回の500万、この縦横断測量については計上されているものと思われております。

この運用につきましては、今後、その場所が適切かどうか、あるいは安全面のほかに優先すべきものはないかどうか、こういった議論はなされるべきでございましょう。しかしながら、今回のこの測量をもって、一つの材料としてそこが適切な場所として、判断材料、論点の一つとなるために必ずや必要になるものとして、今回の500万は私は賛成の意見を述べさせていただきます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） ないものと認めます。

次に、沢登議員ほか1名提出の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 次に、伊藤議員ほか1名提出の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

10番。

〔10番 田坂富代君登壇〕

10番（田坂富代君） 旧樋村邸耐震診断業務委託220万円を減額する本修正案に賛成の立場から討論をいたします。

1つ、建物を残すから耐震診断をするという市長の思いが明らかになったこと。2つ、耐震化して公の施設として使用されたとき、莫大な財政負担が生ずる懸念があること。3つ、寄附の受け付け前提について、当局の姿勢が判然としないこと。この3つが修正案に賛成する理由であります。

まず、1点目の建物を残すから耐震診断をすることが明らかになったことについてでございます。旧樋村邸の耐震化予算を計上した経緯であります。

平成23年2月15日の全員協議会で、亡樋村たみ子遺言執行者からの遺贈についてという報告がなされました。このとき、私は次のように質問をいたしました。今後の方針ということで、今後の有効活用については検討委員会を設けて検討をするということだが、下田の観光に利用してくれという指定寄附で、旧澤村邸に莫大な予算が投入されている。これは指定寄附なのかどうなのか。答弁は、土地建物については、遺言執行者としては建物を解体しての寄附というのは遺言者の意思に反するからできないが、下田市がどのように活用するのかまでは拘束しないという話はもらっているということでありました。つまり、下田市が建物を壊してもとやかく言いませんよという話をしたわけでございます。このときには、修正案提出者でもある伊藤議員も、検討委員会では基本的にどのような方向性でやっていくのかと質問をされ、建物は古くて耐震性がないというのはわかり切っているので、取り壊した形での検討を検討委員会の皆様をお願いしたい。このような答弁をいただいております。検討委員会が開催されたのは3回。検討委員会の構成メンバーは、副市長をトップとして教育長、そして企画財政課、生涯学習課、建設課、観光交流課の課長、係長の計10名であります。

最初の検討委員会では、ほぼ取り壊す話でありましたが、それがある研究者による突然の提案によりひっくり返りました。委員会、協議会での市長の話によると、耐震化診断は残すことが前提であります。そしてその研究者に100%使ってもらおうという考えであります。研究者のすばらしさ、下田の観光に寄与する云々、心情的なお話をされたわけでございますが、施設が使用されるようになった場合、普通財産から行政財産に切りかわることになります。そうなった場合、一個人や一団体に使わせるのが、公の施設として許されるのか、地方自治法244条2項、3項に抵触しないのか、そういう疑念があるわけです。

次に、2点目の耐震化して公の施設として使用されたとき、莫大な財政負担が生ずる懸念があることについてであります。皆様ご承知のように、旧澤村邸は、建物を残すということをご寄附を前提にご寄附をいただいた。ご寄附をいただいてから、下田市がどのくらい財政負担をしなくてはならなかったのか、考えていただきたい。まず、平成21年度に365万円、平成22年

度が整備に2,500万円、管理に48万円、平成23年度予算では整備に1,500万円、管理に55万円、合計すると5,000万円もの費用が投入されています。特財を除いても、3,000万円を投入していることとなります。澤村邸に一体化した形で行われるトイレ整備にも2,000万円が使われます。そして今後、公の施設である間はずっと経常経費がかかってくるということになります。旧樋村邸の耐震化はその比ではないことは、建物の規模からいって明らかです。そして、一旦公の施設としてしまったら、経常経費、維持管理費が永遠に発生していく。

今定例会に提出された補正予算には、市税6,000万円の減額補正がございます。その要因は何であるのか。税務課長も丁寧に説明をされましたが、市内経済の悪化にほかなりません。こういう現状の中で、下田市がまず取り組まなくてはならないのは、人口流出を食い止めるための施策ではないのか。市民の福祉に直結する施策ではないのか。この旧樋村邸を残し耐震化し、海藻おしぼを行うことが、市民の苦しい現状を改善するための施策だとは、どうしても考えられません。

また、第4次下田市総合計画は、厳しい財政状況の中、あれもこれもできないから、集中改革プランで積み残した事業を盛り込み、財政計画までつけて策定しました。議会も議決をいたしました。第5次下田市行財政改革大綱も、総合計画を進めるということを重点にしています。旧樋村邸にかかる予算は、総合計画には盛り込まれておりません。この220万円の耐震診断は、いつかで終わるものではなく、先ほど指摘しましたように、後年度になればなるほど、大きな予算措置を必要とすることになる可能性が高いと言わざるを得ません。これでは財政計画はめっちゃくちゃになってしまいます。一方で、行財政改革を進め、他方でそれ以上の雑な予算を組んでいる。これでは下田市がどこへ行くのか、その方向さえも定まりません。あれだけ議論を尽くしてつくった総合計画が、この事業をすることで、まさに絵にかいたもちになってしまいます。どうしても必要とされる事業さえ財政措置が難しくなるのではないのでしょうか。我々議会が議決をした総合計画は一体何であったのか。

3点目は、寄附の受け付け前提について、当局の姿勢が判然としないことについてであります。過去、下田市においては、寄附の受け付けに関しては慎重に行ってきたはずであります。特に、後々、経常経費がかかるものについては断ってきた経緯があったと聞いております。このところに来て、この寄附の受け方が非常にあいまいであります。遺言者から遺言執行者へ移った後、また遺言者の意向に沿うという当局の姿勢は、全く判然としない、理解に苦しむものです。そのときの事情により受け方が変わるとすれば、この人からはよくて、この人からはだめということ、指針とするものがないということであり、行政の信用の失墜と

言われても仕方がないのではないのでしょうか。

さて、補償金免除の繰上償還以降、歳出構造が大きく変わり、少しだけ財政が動くようになってきました。しかし、それはそれ以前のサービス水準に戻ったわけではありません。すべての市民の協力のもとに財政が少し動くようになったのであります。決して雑な予算をつけられる状況ではないはずです。今定例会の一般質問にも取り上げましたが、下田市の大きな借金は、当局が財政をしっかりと見ないで提案したこと、そして議会が甘いチェックをしてきたから膨らんだ借金であったということ、忘れてはなりません。経済状況は当時と比べたら格段に悪くなっています。勇気を持ってだめなものはだめと言わなければ、議員としての役割を果たすことはできません。我々は将来世代に対して、これ以上大きな負担を背負わせることのないようにしなくてはなりません。私は、これが行政にかかわる者の責務であると信じています。

繰り返しになりますが、我々議員が反省をしなくてはならないこと、それは何であるのか、それは当局から出された議案をきちんとチェックすることであり、この220万円を使うことが、今後どのような影響を及ぼすのかを、真剣に考え判断しなくてはなりません。そして、この220万円は一般会計90億円分の220万円ではありません。決算審査報告書を見ても、市民サービスにこたえられていないのは歴然としています。市民に直結した数万円、数十万円の積み重ねが90億円であるということ、忘れてはならないと思うのであります。

る述べてまいりましたが、以上大きく3つの理由から修正案に賛成するものでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

13番。

〔13番 森 温繁君登壇〕

13番（森 温繁君） この樋村邸耐震診断220万円につきましては、賛成とするものです。理由は、樋村家より下田市は、土地財産で評価額1億円以上や教育資金3,000万円と寄附をいただいております。ふるさと応援基金や税制面で有利な寄附制度も話題になっておりますが、このような時代ですので、なかなか寄附金も集まらない状態にあります。本当にありがたい話です。遺言の中には、長い間大変苦勞して築いた財産ですので、下田市の発展のために有効に使っていただきたい旨の趣旨と伺っております。

このような状況の中、市は耐震診断、詳しい調査もせず、築年数だけでクラックもいっていない建物を使えないと判断するのは、寄附者に対しても誠意もないし、早計な判断と思わ

れます。診断の結果、下田市として有効活用を考え、遺言の意思に沿うよう考えるべき
と思
い、このような観点から原案に賛成するものでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

これより議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決の順番について、あらかじめ申し上げます。

本案については修正案が2個ございますので、議長において、初めに沢登議員ほか1名の
修正案、次に伊藤議員ほか1名の修正案の順に行います。

まず、本案に対する沢登英信君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決
をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立少数であります。

よって、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する沢登英信君ほ
か1名から提出された修正案は否決をされました。

次に、伊藤英雄君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立少数であります。

よって、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する伊藤英雄君ほ
か1名から提出された修正案は否決をされました。

次に、原案について起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決
することに決定をいたしました。

議長（大黒孝行君） 次に、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、燃油税制にかかる特例措置に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣に提出するものとする。

平成23年10月4日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。以下敬称を省略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

提案理由。

消費者に対する水産物の安定供給を図るとともに、これを担保する漁業者の経営の安定を図るため。

燃油税制にかかる特例措置に関する意見書。

漁業においては、コストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、我が国漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い討ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、国民に対する水産物の安定供給とともに、これを担保する漁業者の経営の

安定を維持するために、以下の燃油税制にかかる特例措置を要望する。

記。

- 1．農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 2．漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 3．地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月4日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

発議第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでございました。

次に、発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書の提出について、お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成23年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時53分閉会